

知的障害者入所更生施設の歴史的課題の検討 —知的障害者の「地域移行」に焦点をあてて—

井上 照美^{*1}, 岡田 進一^{*2}

^{*1}大阪市立大学大学院生活科学研究科後期博士課程

^{*2}大阪市立大学大学院生活科学研究科

Historical examination of residential facilities: Focus on community placement for persons with intellectual disabilities

Terumi INOUE^{*1} and Shinichi OKADA^{*2}

^{*1*}*Graduate School of Human Life Science, Osaka City University*

Summary

Community placement for persons with intellectual disabilities in residential facilities has significant implications for the intellectually disabled. In this study, the author describes the history of the practice in rehabilitation facilities for persons with intellectual disabilities.

An important feature of this study is that in social welfare practices the core of the rehabilitation processes is performed with family support. In addition, the paradigm of “protection” and “rehabilitation” were based on previously set laws. When the paradigm of social welfare institutions was implemented, social work practice was significantly affected. Consequently, the most important thing is that the workers in the residential setting should primarily be aware of their functions and be sensitive to the needs of the intellectually disabled.

Keywords : 施設職員, 職業的アイデンティティ, 保護, 更生, 地域生活
residential staff, Occupational Identity, Protection, Rehabilitation, Community life

I. はじめに

わが国の知的障害者福祉施策は、国際障害者年（1981年）を契機に、ノーマライゼーションや自立の理念に基づく「障害者プラン～ノーマライゼーション7ヵ年戦略～」(以下、「障害者プラン」と略記)（1995年）をはじめとして、ノーマライゼーション思想の影響により「地域生活自立」を支援し、「社会参加」を促進する方向が模索されていった。続く、「新・障害者プラン」（2002年）では、「施設サービスの再構築」として、「施設等から地域生活への移行推進」「施設の在り方の見直し」が明記され、制度・政策によって脱施設化・地域生活移行（以下、「地域移行」と略記）の実現化に向けて積極的取り組みで行く姿勢が示された。

しかし、教育を意図して設立された欧米諸国の入所施設の脱施設化がノーマライゼーション思想を起動力として促進された進展状況と知的障害者入所施設の設立初期に家族の意向が働いた社会的背景を有するわが国の「地域移行」の取組み状況とは、おのずと「地域移行」の方法は異なる。渡辺¹⁾は、「地域で生活する方向」が、「日本では既存の入所施設をバックアップとした地域サービスの展開と地方自治体からの計画の二つの方向性から模索され、入所施設と地域生活援助の施策が共存して、施設も共に地域へというニュアンスが強い」と述べている。河東田²⁾は、欧米諸国では、当初、「能力を重視した視点」で物理的（機械的）な「地域移行」が行われた反省に基づき、移行した後に本人が地域に参加・活動するこ

とができる実践の研究が行われてきた」²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾⁷⁾と述べている。

そして、わが国の知的障害者の支援のあり方を「地域生活自立支援」に実質的に転換する契機となった法改正は、社会福祉基礎構造改革の流れのなかの「知的障害者福祉法改正」(2000年)であろう。法改正による法の目的が、従来の「保護」「更生」から「自立」と「社会経済活動への参加」に変わり、「終の棲家」として保護的な援助を長期にわたって受けていた知的障害者が個人としての尊厳をもって主体的に生活するために「地域移行」が実質的な検討課題となってきた。近年では、「障害者自立支援法」(2006年)の制定に伴い、「施設入所者数の7%以上を平成23年度末までに削減して施設入所からのグループホーム、ケアホームへの移行」を推進する内容が社会保障審議会より提示されて、ますます、知的障害者の「地域移行」を促進する方向性が求められている。

そこで、本研究では、制度・政策上に準拠した社会福祉施設と知的障害者の施設生活に着目した。そして、設立時(1958年)より、家族の要請に対応し、量的にも圧倒的多数の知的障害者支援を施設福祉の中心となって担ってきて、現在、長期滞留化という深刻な課題を抱えながら、「地域移行」を模索している知的障害者更生入所施設(以下、「更生施設」と略記)に焦点をあてた。

一番ヶ瀬⁸⁾は、社会福祉施設を社会的、制度的な存在と捉えて、次の通りに見解を示した。「施設の日常生活は自然な営みの広がりとしての場ではない。家庭以上に社会的、制度的である。-中略-そこでの具体的な営みは、社会福祉の利用者すなわち対象者と、社会福祉制度の展開を規定する政策主体とその扶間で努力をする社会福祉の現場の実践者との絡み合いの中で、実在して、それを利用者である生活の立場から捉えたとき、いかなる意味と問題をもったものであり、また、何によって、どのような進展がなされたものであるかということが大きな問題となってくる。つまり施設とは、社会福祉の矛盾が内包された坩堝のような存在であり、凝縮された場である。歴史的存在である。そして、今までの施設の具体的な歴史への検討が不可欠になってくる」と述べている。

本研究は、一番ヶ瀬の「社会福祉制度の展開と社会福祉現場の実践者とのからみあいが利用者である生活の立場からいかなる意味と問題をもったものであり、何によって、どのような進展がなされたか」という問いかけに社会福祉実践の価値を重ね合わせて、更生施設における知的障害者の生活の「意味」と「問題」を検証することとした。本研究では、更生施設における知的障害者の生活の意味について、「知的障害者の尊厳にかかる負荷

の視点から捉え、「地域移行」によって打開する方向性を課題とした。

本研究の目的は、知的障害者福祉施設の歴史の経過が知的障害者の尊厳にどのような「負荷」をもたらしているのか、制度・政策の進展と社会福祉実践の価値に関する理念との両面から検証し、今後の更生施設における「地域移行」の課題を明らかにすることである。

II. 知的障害者施設の歴史的概観

知的障害児の施設が世界で最初にできたのは、中部フランスで、イタール(J.M.Gaspard Itard,1775~1838)の6年にわたる白痴とされた野生児(アヴェロン野生児)の教育の結果、白痴処遇の関心が高まったことによるとされている⁹⁾。わが国では、社会福祉という概念もない明治初期において、乞食等の浮浪窮民を救済するために開設された「東京養育院」¹⁰⁾の入所者の中に知的障害者が「無告の窮民」(訴える術をもたない生活困窮者)として「疾病」の領域に一括されていた¹¹⁾。東京養老院では、「処遇上特別な配慮が必要な者」と記録されている。また、知的障害児の最初の施設は、1891年に石井亮一によって創設された「孤女学院」が、1900年ごろから「白痴教育」として歩み始めて「滝乃川学園」と名称を変えたのが最初とされる¹²⁾。また、幼児の知的障害児を保育した機関としては、恩賜財団母子愛育会によって設立された(1938年)、愛育研究所の教養部に知恵遅れの幼児に関する研究部門が設置された¹³⁾。しかし、成人の知的障害者の福祉については、明治から昭和の戦後まで、福祉については、無施策の状況が続いた。

終戦後、知的障害児が戦災孤児、浮浪児、貧困家庭児童問題の対策として考えられ、「児童福祉法」制定(1947年)によって保護收容し、自立可能な訓練を行うことを目的とした施設の設置が法定化された¹⁴⁾。知的障害児を持つ親たちが福祉サービスもなく、身体的な介護負担に加えて精神、心理、社会的にも限界状態にあったことは容易に察せられ、「児童福祉法」が社会福祉制度に知的障害児を取り上げたのは画期的なことであった¹⁵⁾。当時の政府は、わが子を保護し、養育する場として施設の設立を要望し、知的障害者の親たちが中心となって結成した育成会(1952年)(現在の「全日本手をつなぐ育成会」)の知的障害者を対象とする施策への要望に「精神薄弱児対策基本要綱」(以下、「基本要綱」と略記)(次官会議決定)(1953年)で対応した¹⁶⁾。そこには、知的障害児に関する「施設の拡充強化」、知的障害児を「收容している少年院の拡充強化」、不良行為を伴う知的障害児の「国立教護院に收容設備を整備充実」、知的障害児の「医療

のための精神病院の増床」，遺伝性の知的障害者に対する「優生手術の実施促進」の差別的な項目が列挙されていた。杉本は、「育成会の活動である養護学校等の設置義務化や施設の増設等は，当時の親たちにとって切実な要求であったが、『基本要綱』が，知的障害者を犯罪者予備軍のように見なし，施設・病院収容の社会防衛的な隔離施策で処理した差別性に「育成会」が何の指摘もしなかった」と批判的している。

「基本要綱」制定から8年間後の「精神薄弱者福祉法」(1960年)が制定された。「基本要綱」制定から「精神薄弱者福祉法」までの8年間は、「児童福祉法」から知的障害児施設に入所する児童が成人になる期間であった。育成会は，名張育成園の開設(1958年)後，地方の支部でも親の会が社会福祉法人を設立し，知的障害者の更生施設開設を法的に規定する「精神薄弱者福祉法」制定に強く関わった。そして，施策の後押しを得て，知的障害児・者の施設を相次いで経営するようになり，施設福祉推進施策に強い影響をもたらしていった。「精神薄弱者福祉法」について，精神薄弱者援護施設という収容施設の制度化が中心となっている点について，佐藤¹⁷⁾らは「わが国の障害者福祉における施設推進施策の始まりを予想させる」と述べている。もとより，「基本要綱」は，本人よりも家族の扶養義務が課せられた家族の支援策であり，成人の知的障害者に対する施策は，入所施設以外に無策の状態であった¹⁸⁾。一部の軽度の知的障害者は，犯罪者の手先に使われて犯罪に巻き込まれたり，重度の場合は座敷牢に閉じ込められたり精神病院に送り込まれたりしていた社会的背景があった。わが国で，最初に刊行された厚生白書(1956「昭31」年版)によって，知的障害に対する希薄な社会的理解，差別性を知ることができる。内容は，「知的障害者の数は，全国で約97万人と推定されているが，これらの児童はそのまま放置しておけば，非社会的あるいは反社会的行動をとるようになりがちであり，反面，その大多数は，もし適切な保護指導または教育の機会が与えられれば，将来社会の一員として自活・自立することが期待できるものである」というものであった。

「精神薄弱者福祉法」(1960年)^{注1)}が制定する背景には，入所施設に支援を求める以外に，何も支援策がなく，家族の扶養義務が課された家族が入所施設を切望するやむをえない状況があった。そして，「精神薄弱者福祉法」制定後，知的障害者福祉領域において，施設経営を可能にする経済成長が，施設推進政策を後押しして，1973年，秋に起きた第一次石油危機までの後，政府が「地域重視」を打ち出すまで，入所施設の量的拡大^{注2)}と一貫した「隔

離収容」が行なわれた¹⁹⁾。首相の諮問機関である「社会開発懇談会」の中間報告(1965年)での大規模コロニー設置推進策，「社会福祉施設整備緊急5カ年計画」策定(1971年)等である。

国際障害者年(1981年)前後の時期は，地域重視が言われながら，全国の各都道府県で，コロニー設立政策の推進と，その後のノーマライゼーション思想による地域福祉サービス整備の理念的に相反する2つの施策が同時に推進された。そして，知的障害者を入所施設中心に保護的に支援する方向から「地域生活自立支援」を指向する方向に展開していった転換期となったのは，社会福祉事業法制定から戦後50年続いた措置制度を見直す「社会福祉基礎構造改革」であった。

まず，1999年に，「今後の障害保健福祉施策のありかたについて」で，重要な基本的理念に，「自立と社会経済活動への参画の支援」「主体性・選択性の尊重」「地域での生活支援の充実と家族への支援の強化」(中央児童福祉審議会の障害者部会の意見具申)が提起されたことにより「個人の尊厳」「その人らしい自立」が強調された。

「意見具申」では，以下のとおり提示された。「更生施設は，知的障害者の自立のために必要な指導及び訓練等を行うことを目的とする施設であるが，入所期間の長期化及びそれに伴う高齢化や要介護化が見られる，そのため，重度の知的障害者も地域で生活できるように，地域での生活を支援するためのサービスの充実を図る」，「『地域移行』促進のため，障害程度や年齢に応じ期間を定めた個別プログラムによる訓練の強化のほか，地域生活の準備の支援機能や『地域移行』後のアフターケア充実を図る必要性がある等²⁰⁾」である。さらに，地域生活を支援する観点から「更生施設の機能の見直し」が取り上げられて検討され，同年，「高齢知的障害者も基本的には，地域で生活することが望ましく，施設の役割に変容が求められる」(厚生省「知的障害者高齢化対応検討委員会報告書」)と示された。そして，2001年には，更生施設に対し，「更生施設等の整備」(厚生労働省社会・援護局障害福祉部：障害保健福祉主管課長会議資料)，2002年度以降の整備計画では，「地域生活支援に軸足を置いた知的障害者福祉の一層の推進という観点から精査する必要性」及び「地域移行」に向けて積極的に取り組む意欲を求めている。すなわち，「地域移行」を進めること，そのための更生施設のあり方に言及し，「施設の果たしている役割に着目した整理の必要性と支援機能の重要性」を提示したのである。

また，同年，「高齢知的障害者」についても「基本的には，地域で生活することが望ましく，施設の役割に変容が求

められる」(厚生省「知的障害者高齢化対応検討委員会報告書」)との見解も示された。

Ⅲ. 更生施設における社会福祉実践の「価値」についての歴史的考察

更生施設の職員が社会福祉実践を行う規範には、制度・政策の変遷を伴う歴史的な経過があった。「精神薄弱者福祉法」と「知的障害者福祉法」における「目的」と「運用基準」がこれにあたる。また、一方では、歴史的に、制度・政策の枠組みを超えたそれぞれの時代の要請を反映した社会福祉実践と理論があった。

(1) 社会福祉実践に関する理念的定義

社会福祉実践に関する見解はさまざまであり、定義も流動的である。しかし、社会福祉実践における「価値」を具体化するには、依拠する原理、原則があり、規範がある。そのような価値を具体化すると思われる社会福祉実践の定義や捉え方を次に示した。

まず、社会福祉実践を理念面から定義した代表的なものには、全米ソーシャルワーカー協会(NASW)が定義した「すべての人々の生活の質(QOL)を改善するために、個人と社会の双方に利益がある交流を促進したり、回復したりすることである」(1979年)が汎用性の有る定義として世界的に知られている。一番ヶ瀬²¹⁾は、普遍的な社会福祉実践について「社会福祉の実践とは、単なる行為でなく、人間性の全面的開花を目指した目的志向的行為である」と定義している。

障害者福祉について、大泉²²⁾は、「本人がたとえ気づいていなくとも必要な自己実現の可能性を実現していく道ゆきの中で、それを障害者自身の主体的獲得としていくよう支援・援助・指導などをおこなう、すぐれて人間的で社会的な営み」と定義した。そして、重要なことは「いかにして生活の実感を意識し自覚させるのか、何よりもまず本人が自己を信頼しうようような人間的環境の確保を前提として、どんな形での手ごたえのある生活を準備することである」と述べている。星野²³⁾は、福祉専門職従事者は、「社会が目指す価値・理念を個別に具体化する過程で、社会福祉法に準拠しながら要援助者一人ひとりの抱える生活問題(福祉ニーズ)を緩和・解決し、生活の自立を支援するために、社会福祉援助の方法を手段として用いて要援助者に福祉サービスを供給する」と述べている。

次に、社会福祉施設における福祉実践について、小笠原²⁴⁾は、「第1に、自立の困難な人々の生命、生存、生活と精神的諸能力の維持と発展、人格の全面的発達を援助する、すぐれて人間的な全存在と深くかかわる実践で

ある」と述べている。松端²⁵⁾は、「施設職員はソーシャルワーカーである」として、施設職員の立場を「本人の意思確認を重要視し、利用者の地域での自立した生活を支援すること」と明確に述べている。しかし、秋山²⁶⁾は、施設におけるソーシャルワークについて、「我が国の社会福祉実践の実際の実践は高度に発達したアメリカ型のソーシャルワーク実践ではなく、居住施設における生活の世話と相談が大半である(社会福祉の全従事者の90%が施設職員である)。にもかかわらず、この部分の方法・技術は、あまり理論化されてこなかった」と述べている。この点について、大橋²⁷⁾は、「措置行政の下で、ソーシャルワーク実践を展開できる基盤が脆弱であった背景には、1990年以前の在宅福祉サービスの整備が補助金行政で展開されていたために十分でなく『家族介護か社会福祉施設入所に二極分化せざるを得ない側面』がある」と述べている。中野²⁸⁾は、「現実の知的障害者施設に働く生活指導員らの職務内容は、ケアワーカー、ソーシャルワーカーではっきり分けられるものではなく、明確な結論は未だに見出せない状況」であり、課題としている。

(2) 更生施設における社会福祉実践の変遷

① 発達保障理論

初期の知的障害者福祉施設の研究は、行動科学の応用の研究が多く見られ²⁹⁾³⁰⁾医学的アプローチによる治療と教育が統合されて³¹⁾、教育・医療の観点から発達の権利を保障する「発達保障理論」に推移した。

「この子らを世のひかりに」で著名な糸賀一雄は、人間尊重の社会福祉実践の「価値」観をもって、近江学園、びわこ学園を創設して、重症心身障害児・者の療育や教育理論の体系化した「発達保障理論」を確立した。当初、糸賀³²⁾は、各方面で議論されていた「児童福祉法」に規定される「独立自活」について次のように述べている。「もとより独立といい、自活といっても、精神薄弱児の場合は、程度の差こそあれ何らかの保護や監督のもとに言えることで、厳密には個々の事情によって異なる。ただ、白痴の場合、社会的独立とか経済的能力を目標にすることは明らかに不当であることが事実によって証明されている。したがって、この条文はそこまで厳密な批判にたえるべきものではなく、一般に保護という消極的な面のみでなく、精神薄弱者を社会に適応させるための積極的な面を強調したものという程度に解釈すべきである」。当然、現在の「地域生活自立支援」の観点とは相入れない見解である。しかし、晩年の糸賀は、障害者はそれ自体として社会的に存在「価値」をもちうる世の中を照らす光となる存在であることを社会に主張した「この子らを世の光に」を出版した。重症心身障害児施設「第

一びわこ学園」前園長を歴任した高谷³³⁾は、糸賀のこのような見解の変化について近江学園年報の記録を分析して、「近江学園は自己実現の場」(第10号)であり、「(職員が) めいめいの仕事をほりさげて、みんなが主体的に自己実現の活動をするという態度を表明した」(第11号)と述べて、障害のある子と職員の心の通いあいが「この子らを世の光に」の思想を生みだしたとした。そして、「重い障害のある子と職員の相互の『他者実現』とともにある『自己実現』が、社会保障や教育をさらに根底から成り立たしめるために生まれてきた権利保障の思想である『発達保障』に到達したのである」と述べている。また、糸賀の言う「自己実現」とは、「他者を『可能性自己』として手段とするものでなく、重い障害のある子と職員の相互の『他者実現』であり、自己と他者の共同態として位置づけている」と述べた。「発達保障理論」について、米本³⁴⁾は「いかなる重度の障害児であれ働きかけいかなんによっては変化しうるし、変化してきたという事実によって支えられ、これまでの『障害還元主義』^{注3)}批判として実践された」と述べている。大泉は、糸賀が「この子らに」ではなく「この子らを」としたこと、「障害者処遇観の歴史上における重大な思想転換を迫り、障害者が、なにができるかではなく、社会がすべての人々のニーズに適切に、また、最善の方法で対応するために、今なにを学ばなければならないか」を社会から引き出している」と述べている。障害児・者の人権尊重を確立した「発達保障理論」は、その貢献が歴史的に、高く評価されてきた。ただし、今日のノーマライゼーション思想をはじめ、インクルージョン、インテグレーションの考え方からすると、共生社会をめざす視点の弱さや分離教育を重視する危険性を指摘する批判もある³⁵⁾³⁶⁾。また、発達へのこだわり、個別の重視、障害の克服が、発達が見られないことが援助とはいえないとする硬直化した考え方や専門的・治療訓練主義に傾斜する可能性なども危惧されている³⁷⁾。このような反論も踏まえて課題を考えていくことも重要となる。

②「技術」と「価値」の統合

施設の臨床現場において、日常生活の介護や身辺自立の指導³⁸⁾³⁹⁾のなかで、障害特性からくる問題行動に関連して、緊迫な問題行動の解決⁴⁰⁾⁴¹⁾に対応する事例検討が主流であった。中村⁴²⁾は、人間としての「価値」観の確立を治療教育と関連して、「各自の持っているそれぞれの能力を最大限に伸展させ、そこに彼ら自身が生きがいを見出していくプロセス、それが社会の有用性、貢献性に関係なくいかに低いものであっても、精神薄弱者の個々人が生の人生を生きる、自己実現の姿そのものに「価

値」を置くことでなければ成立しない」と述べている。

中野⁴³⁾は、「知的障害者の支援が施設という場で『治療教育』の専門スキルとして行動理論に基づくスキルが注目され、『ソーシャルワーク』という枠組みは、ほとんどふれられることはなく、援助の場が地域生活へ移動することによって、希薄な存在であったソーシャルワークについての研究は、ようやくその緒についた段階にきた」。そして、「ノーマライゼーションによって「隔離保護主義への批判と生活条件の改善、『障害』を形成する側面としての生活条件の改善、法の下での平等、『逸脱』から価値づけられることの具体化、『発達』の視点、当事者とアドボカシー（権利擁護）」などが確認されたことにおいて、実践原理として、援助活動にとって、大きな力となりうる」との見解を示した。すなわち、「行動理論に基づくスキルの傾斜に批判がなされる背景にはノーマライゼーションという「価値」思想という別の視点が導入された」と述べ、ソーシャルワークと地域生活の支援強化との関連を「知的障害児・者福祉のサービス機能を議論することからソーシャルワーク機能が見直される必要性がある」と指摘した。「行動理論に基づくスキルの傾斜」とは、社会福祉実践の技術的な側面を指し、「発達保障理論」もこれに該当する。そして、日本では、「応用行動分析という『技術』とノーマライゼーションという『価値』が『和解』を必要とするほどに受け止められたことについて、それほど切実に論議されていない」とピーター・マッギル (McGill, P.) とエリック・エマーソン (Emerson, E.) の対人サービスにおける「価値」と「技術」についての見解を次の通り紹介している。「ノーマライゼーションは、ある特定の人々が価値を低められているという見解から出発する。行動学的に言えば、その人々は普通の人々よりも適切な強化因子を受けることが少なく、反対に罰を受ける傾向が強い、ここに、相互補完的な方法がある」。

このような中野の見解は、「行動理論に基づくスキルの傾斜」や「発達保障理論」を批判するばかりでなく、ノーマライゼーション思想の「価値」の力を投入して、さらに、実践理論を高めるという積極的な側面を提示している。すなわち、知的障害者を支援する援助の場を「施設」から「地域」に移す、「地域移行」における実践原理を高めるには、ノーマライゼーションを媒介にした社会福祉実践の「技術」と「価値」の相互補完が重要となることが導きだされてくる。

③ 家族支援から本人支援の視点

知的障害者が施設に入所した背景には、社会防衛的な要素と「家族の扶養義務」(民法877ノ2条)等の制度的

表1 社会福祉施設における社会福祉実践の変遷

(年代) 【項目】	社会福祉実践の定義および関連する要因	著者 『出典』
(1961) 【施設職員】	〔全制的施設〕の職員は、サービスをするのではなく、働きかける対象と生産物があって、しかも、それらの対象と生産物が人間だ	E. Goffman, (=1984, 石黒 毅 『アサイラムー施設被収容者の日常生活』)
(1963) 【コロニー設立】	重度の精薄者に対しては、一般社会から保護するための枠を作り、その中で生活させるというコロニーが必要である。現在いくつかのものが作られつつあるが、まだ十分とはいえない。これは、本人の救いになると同時に家族をはじめ、周囲の人々の問題を解決してくれるということで、その効果が数倍の意味を持つてくる。	西谷三四郎編著 『精神薄弱児-指導細案とその展開』 (富沢祥光)
【現実度を高める精薄児教育の指導法】	(1) 他者との抵抗によって、(2) 自発的体験によって現実性は獲得され、自発性が基盤にならなければならない。教育においては、自発性をいかにて喚起させるか、そして、障害を克服せざるを得ない事態をどのように設定するか。	西谷三四郎
(1969) 【更生施設の生活指導と職業指導】	「将来できる限り健全な生活を営むことができるよう」という目的で行われる。	芹澤 勇著 『社会福祉施設管理』
【施設機能】	対象者の持つニード解決のための“治療”に要約される。医学的・心理学的等の治療は、心身障害等明らかに個人の人格上の障害に起因するもの、社会治療(Social treatment)が本来、人格上障害はないが環境(対人関係も含め)に対する治療が対応する。	
(1979) 【生活施設についての基本的な考え方】	①人間らしい、ゆたかな生活の保障を目指す生活施設(収容所ではなく障害者が人として尊重され、自由・プライバシーが大切にされる)。 ②できるだけ拡大運用をはかって、実際の必要にあわせ重複の人や他の障害の人も受け入れる。 ③社会的開かれた地域に根付いた施設	秦 安雄, 真田 是, 児島美都子編 『現代の生活と社会保障』 (秦 安雄: ゆたか福祉会報16号, 1978年八月)
(1979) 【社会福祉実践の目的】	すべての人々の生活の質(QOL)を改善するために、個人と社会の双方に利益がある交流を促進したり、回復することである	全米ソーシャルワーカー協会(NASW)
(1981) 【社会福祉施設における「実践」の理念】	①諸権利の保障の視点 ②人間改革の視点、(発達に対する視点) ③人間的理解、共通の視点 ④個の尊厳の視点 ⑤自主、自立の尊重の視点 ⑥社会関係の拡大、統合の視点 ⑦自治の尊重の視点 ⑧ニーズの統合性、生活の統合性を重視する視点	小笠原祐次 『社会福祉実践の基礎-講座 社会福祉4』
【社会福祉実践における職員の役割】	生活、治療、教育、労働によって実践の内容や方法が異なるけれども、それぞれ対象となる人々が諸障害=ハンディキャップによってそれを自立的に獲得できないために、その障害を持つ人々に代わって、自立的に獲得できるようにする援助の活動が必要となる。	
(1984) 【福祉施設】	事業は人となりといわれる。福祉施設は制というより、人によってその運営の内容の水準が決まる。人ーそれはまず心であり、次いで、必要な知識と積極性(体力を含む)である。	調 一興, 野村 歡 『障害者の生活と福祉-講座 障害者の生活と福祉 第4巻』
【施設職員の問題】	仕事の遂行にあたっては、職業であると割り切る側面が必要であり、ためにしてあげるのではない、賃金をもらった職業である。心を足すことはさりげなくでなければ、逆に心は障害者の負担になる。	

(1989) 【障害者福祉の 実践】	本人が気づいていなくとも必要な自己実現の可能性を実現していく道行きの中で、障害者自身の主体的獲得を支援・援助・指導を行うすぐれた人間的で社会的営み、何よりもまず、本人が自己を信頼しうようような人間的環境を確保する、それを前提としてどんな形での手ごたえのある生活を準備し、いかにして生活の実感を意識し、自覚させるのが重要な課題。	大泉 溥 『障害者福祉実践論- 生活・労働の援助と人間的 自立の課題』
(1990) 【施設】	生存権や発達権を保障する福祉の最前線であるが、施設や専門職員の不足、施設の社会化、施設管理、特に建物設備の配慮などさまざまな問題があった。	吉田久一 『改定増補版・現代社会事 業史研究』
(1994) 【施設】	権利として社会福祉の充実を志向する視点から捉えると施設は、単に機構でもなく、また、建物でもない。利用者の日常生活の場そのものであり、しかも、その日常生活は、自然的な営みの広がりとしての場ではない。家庭以上に社会的、制度的であり、また、その運用の担い手である現場の労働者とのかかわりで展開されている。施設とは社会福祉の矛盾が内包された坩堝のような存在、凝縮された場、歴史的存在である。	一番ヶ瀬康子 『社会福祉の歴史研究』
【社会福祉実 践】	実践とは単なる実用行為とは異なる。現場における実用的行為のみは、実践という用語の矮小化である。実践とは単なる行為でなく、人間性の全面的開花を目指した目的志向的な行為である。	保田井進・鬼崎信好編 『社会福祉の理論実際：21 世紀、福祉社会の構築に向 けて』
(1998) 【施設に期待さ れる機能】	施設の種別や提供されるサービスや求められる処遇に応じて多岐にわたる。 ①治療・教育・訓練といった専門的機能 ②療育・保護・住居といった家族（家庭）代替的機能 ③①②は、各施設が共通に担っている機能と考えられる。介護・介助といった類は、両者の中間的機能である。	星野貞一郎『社会福祉原 論』 （新版）
(1998) 【福祉専門職従 事者】	社会が目指す価値・理念を個別に具体化する過程で、社会福祉法に準拠しながら要援助者一人ひとりの抱える生活問題（福祉ニーズ）を緩和・解決し、生活の自立を支援するために、社会福祉援助の方法を手段として用いて要援助者に福祉サービスを提供する。	秋山智久 『社会福祉実践論-方法原 理・専門職・価値観』
(1998) 【治療教育 ソーシャルワー ク】	知的障害者の支援が施設という場で、「治療教育」の専門スキルとして行動理論に基づくスキルが注目され、「ソーシャルワーク」という枠組みには、ほとんど触れられることはなかった。知的障害者への援助の場が地域生活へ移動することによって、希薄な存在であったソーシャルワークについての研究は、ようやくその緒についた段階にきた。	中野敏子 「知的障害のある人たちへ の援助活動-ソーシャル ワーク研究動向と課題」
(2000) 【社会福祉実践 とは】	一定の社会体制内にある社会福祉制度の下で、社会生活上の基本的ニーズの充足に欠けることにより社会福祉サービスの利用を必要とする人（国民大衆＝労働者）の問題解決を目的として、その個人・家族とそれを取り巻く環境に対して、社会福祉の専門的な知識と方法と価値観を持った社会福祉従事者が働きかけていく行為。	秋山智久『社会福祉実践論- 方法原理・専門職・価値 観』
(2002) 【知的障害者福 祉法】	「あらゆる機会を通じて生活指導を行われなければならない」という規定は新たな段階を迎えつつある今日においてさえ、施設と利用者の関係を「訓練-非訓練」と規定し、施設利用を訓練目的とすることに妥当性はなく、施設における非人権的な処遇を正当化する危険性をもたらす。	佐藤 進 「知的障害者福祉における 構造改革」『発達障害研 究』
(2002) 【施設の構造的 欠陥】	施設利用者は職階層（ピラミッド構造）の最底辺のされにその下に位置する。施設における利用者の関係のあり方の根本からの問い直しと構造そのものを変えていく必要がある。入所施設には、自立生活・恋愛・結婚どれひとつとっても、目に見えたかたちでモデルが示されず、施設の中では、誰一人として人といては生きていない。	河東田博・孫 良・杉田穂 子・遠藤美貴・芥川正武 『ヨーロッパにおける施設 解体-スウェーデン・英・ 独と日本の比較』
(2004) 【施設職員は ソーシャルワー カーである】	本人の意思確認を重要視し、利用者の地域での自立した生活を支援することが施設支援の目標である。	松端克文 『障害者施設における地域 自立生活を目標としたソー シャルワークに関する研 究』

な要素がさまざまに複雑に重なりあっている。家族が選択した施設入所は、確かに、歴史の必然性であり、歴史の変遷とともにある時代背景や制度がある。そして、更生施設に共通する社会福祉実践の価値は、設立当初から現在まで一貫した「家族支援」である。家族の要請が強く働いて開設された更生施設は、必然的に家族の介護の補完的な視点が強く、施設職員は、家族の要請に懸命に対応してきた。

しかし、制度に規定された「更生」に含まれる通過施設としての役割は、もともと、労働の場の提供を目的に設立された授産施設と異なり、援助度の高い入所者を受け入れてきた経緯があって⁴⁴⁾、果たせないでいたことから、今日に引き継がれる重度・重複化、高齢化等の深刻な課題を抱えていた。「知的障害者をケアする家族の支援のために、家族の要請に対応した生活施設と通過施設のジレンマ⁴⁵⁾は、通過施設としての機能を失い、多くは、社会的自立の役割を果たせなくなって、家族の介護の肩代わりとしての保護機能が残り、生涯施設としての生活施設化を選択し、生活のQOLの向上をめざすことに社会福祉実践の価値を置いた⁴⁶⁾⁴⁷⁾。家族から親亡き後への予防措置的に高齢棟、高齢施設を要求されて設立する施設もあった⁴⁸⁾。滝本⁴⁹⁾は、「そこでの援助のあり方全体に関し、一定の見直しが迫られ、更生施設としての本来の利用者の自立を目標とした指導訓練中心の機能を果たすことが困難になっているという共通認識が存在する」とした。これらの諸課題については、「知的障害者をケアする家族の支援」の関連性を紐解く重要性とともに、永きにわたって、検討がなされてきた⁵⁰⁾⁵¹⁾⁵²⁾。

国際障害者年以降、ノーマライゼーション思想とともに知的障害者の権利意識が高まり、閉鎖的で隔離的な入所施設に対する批判が起こった^{注4)}。しかし、「家族の要請に対応した社会福祉実践」が長年、定着していた施設職員が、知的障害者が本人の意向から施設入所を選択したわけもなく⁵³⁾、施設生活も、必ずしも本人の意向に添った時間、日課ではない日常について認識を新たにするのは容易なことでないことが推定される。更生施設にとっては、苦悩と葛藤の時代となり、家族にとっては、不安の高い先行きの見えない時期となった。

また、いくつかの調査結果から「家族の要請に応えてきた職員の実践」＝「知的障害者本人の尊厳が尊重された実践」とは、必ずしも言えない現状が報告されている。志賀⁵⁴⁾の調査によれば、2003～2004年度の2年度において、更生施設117施設1527名のうち「家族が継続して施設を利用したくない」が10%、「今後も利用する」が79%であった。これに対して、同調査において、回答者

の属性としての知的障害者に起因するものもあり得るが、障害が重度の人についても、約30%の人が、施設の継続利用を希望しないという結果となった。また、大阪府内の25の入所施設で担当職員から知的障害者に聞いたところ、1401人の33.9%が地域移行を希望し、49%が将来生活への希望を「わからない」と答えている⁵⁵⁾。大阪府立金剛コロニー⁵⁶⁾の職員が実施した調査では、利用者に向けた838部の調査票回収票のうち37%が地域生活を希望していた。これらの調査結果からは、親亡き後の不安は、一向に、解消されず、施設福祉は、「家族支援」の価値が優先された社会福祉実践であり、「本人支援」の視点ではなかったこと、そして、親の不安感は、今も根強いものがあることを読み取ることができる⁵⁷⁾⁵⁸⁾。

知的障害者は、児童期から、通常のライフステージとは異なった教育の場が用意され、青年期的人格形成期から高齢期にいたるまで、施設等の特殊な社会環境で生活するという通常とは異なるライフサイクルを経験してきた。先行研究からは、入所施設で長期に生活する知的障害者は、本人が気づいていない⁵⁹⁾、またはあきらめさせられているいくつかの願望が潜在的なニーズとしてあることが指摘されている。知的障害者が自身の言葉で語った「もう施設には帰らない!知的障害のある21人の声」という一冊の本は、国会質問の中でも取り上げられるほどの大きな反響を呼んだ。入所施設に勤める職員や知的障害者の家族などからの多数の感想も寄せられ、「ご本人たちの声はあまりにも重く、大きく、とりもおさず、今、自分の中にあるフツフツとしたそのものでした⁶⁰⁾」というように本人の言葉は重く、反響の大きさを物語るものであった。知的障害者自身が地域生活を希望する以上、施設職員が意図的、操作的に行ったわけではない施設入所、意図しない長期の施設生活であったにしても、施設職員がその思いを受け止めなければ、このような思いは、実現されない。

IV. 制度施策からの検討

(1) 措置時代と「更生」「保護」「指導・訓練」の関係性

「知的障害者福祉法」改正までの「自立」と「更生」について、仲村⁶¹⁾は、「障害者がその能力を活用して職業的・経済的に更生することを意味する」と述べている。上田⁶²⁾は、「身体障害者福祉法」における「更生」の概念を「更生行政の功罪」と指摘している。上田によれば、「更生」は、「リハビリテーション」の訳語として採用されたものとして、「実際の運用上ではむしろはっきりと『更生』とは『自立』であり、実際上は『経済的自立』の理解が

先行してきた」と述べ、「『人権の回復』という本来的な意味よりは、むしろ技術的に狭められた意味で捉えられている」とした。また、日本語の「更生」には「『悪の道からの更生』といった暗いイメージが固定して、言葉自体も『これまでの生活を悔い、あ、ら、た、め、て生きる』という後ろ向きのニュアンスを含んでいる」と述べている。また、大泉⁶³⁾は、「政策側において“職業的更生イコール経済的自立”だとする考え方とは一応区別して、リハビリテーションや福祉施設、障害児学級などにおける「『身辺自立のための指導・訓練・援助』も『自立更生』に含める」と述べている。前述の上田は、この点に関しては、「根本的变化」と評価した。しかし、「それでもなお、消極的解釈から来る曖昧さは拭えない」⁶⁴⁾とも述べている。

障害者施設に言及した見解では、一番ヶ瀬が、「障害者の生存を保護するための施設収容という傾向で、一方的に展開され、多少の更生を努力するに過ぎなかった」と述べている⁶⁵⁾。河東田⁶⁶⁾は、措置制度の行政に言及して、「措置行政の職権による保護処分としての施設入所、施設生活であり、知的障害者は、自らの意向と関係なく訓練を目的とすることを強いられ、長期の入所施設生活を送る結果となった」と述べている。

そして、知的障害者福祉法改正については、様々な見解があり、以下の通りである。

石渡⁶⁷⁾は、「『普通の人に近づくべき（更生）、弱い守られるべき（保護）存在』から、『必要な支援を受けながら、それぞれの自立と社会参加』をめざす主体的な市民として位置づけられ、知的障害者をどう捉えるかという『障害者観』の大きな変化」としている。そして、「従来の施設での訓練や指導でなく、『地域生活支援』という方向が明確に打ち出された」と述べている。しかし、佐藤⁶⁸⁾は、「あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない」と規定される点を取り上げて、「新たな段階を迎えつつある今日においてさえ、施設と利用者の関係を「訓練—非訓練者」と規定し、施設利用を訓練目的とすることに妥当性はなく、施設における非人権的な処遇を正当化する危険性をもたらす」と指摘した。

更生施設の「更生」の解釈に幅があるのに対し、授産施設は、「自活に必要な訓練」と具体的に規定されている。この省令による運用基準における差を比較すると「更生」とは、「自活に必要な訓練」ではないが限りなく「自分の力で日常生活を送ることができる身辺自立」に近い概念であることが考えられる。「更生」概念の解釈に様々な見解がある状況にありつつも、社会福祉施設における運用基準で、「生活指導にあたること、家族の教

育等」が規範として法的に規定されことに、施設職員は、専門性と職業的アイデンティティを必然的に求めざるを得なかった⁶⁹⁾。

「更生」の概念規定の曖昧さ、「更生」と相反する「保護」の矛盾点に加えて、「指導・訓練」規定の条文が、知的障害者の生活を指導することが社会福祉実践であるかのような認識を施設職員に定着させていった。そして、法令において「保護・更生」が「自立と社会経済活動への参加」へと改正されたが更生施設の運用基準で「保護・更生」の規定が改正されなかったことは、施設職員の専門性と職業的アイデンティティを見直す機会を逃したのである。この点に関して、佐藤は、「措置制度確立期が敗戦直後の混乱期であるという歴史的考察も踏まえて「措置決定による福祉的処遇の妥当性や効果は評価されねばならない、当時、その他の方法論が選択肢として存在しえたとは思わないが、ともかく、当事者の意思の尊重という観点を欠落させたことは確か」、措置制度が知的障害者の施設福祉システムの基礎となっていた、「措置による保護行政は、職権による保護処分に他ならない」等々「当事者の意思の尊重」に言及し、この問題の深さを指摘した。

「更生」概念の解釈に伴う混乱は、一般に、更生施設で長年働く施設職員ジレンマとして、常に戸惑いとしてつきまどってきた。萩原⁷⁰⁾は更生施設の職員として20年近く更生施設で働き、「更生」をどうとらえるかについて、今も試行錯誤する状況を次のように表現している。「今日までその意味は、経済活動に参加すること、職業能力の回復にあった、仮にもっと広義な意味で捉えていたとしても、現実には就労しないと施設からは出られない仕組みであった以上、『更生』の意味は非常に狭義であったと思う」。そして、また、20年以上、施設で暮らす知的障害者の生活についても自らの職業意識と関連して苦悶した心境を次のとおり語っている。「その方たちを、これ以上、訓練の対象者などと位置づけるのは、失礼極まりないと思えてしまいます。生活者として捉え、物理的、人的環境を整えることに他の職員と一緒に取り組んできたつもりですが、それも代案だったり、収容という体質を認めてしまうことだったり、矛盾につきあたるとはじめからわかっていることに取り組んでいるのだなと感じてきました。私は、入所更生施設はこのまま存在してはいけないと思っています。理念に沿って、ドラスティックにでも動かなければ何も変わらない。ただ利用者の時間だけが流れていってしまうようなそんな気がしています」。これらの言葉から、日々、身近に知的障害者に接して、指導・訓練的な立ち位置に疑問を感じながら、次

第に職業的アイデンティティが揺らぐ苦悩と知的障害者の尊厳と真摯に向かいあう姿勢が伝わってくる。同時に、「指導する・される」「訓練する・される」という関係性は、好むと好まざるにかかわらず職員個人の資質や価値観とは関わりなく形成されてきたことが理解できる。20年の間、知的障害者と起居をともにし、ともすれば家族よりも精神的に近くにおいて心を交わして信頼関係を築いてきた言葉として重く受け止めなければならない。

(2) 地域生活支援の萌芽

ノーマライゼーション思想の普及とともに、隔離性、閉鎖性を批判されていた更生施設は、知的障害者の生活圏を広げる取り組みや「施設設備・職能の社会化」等の施設のオープン化による「施設の社会化」で地域の福祉を担う資源としての役割を目指した。更生施設の施設機能を地域住民が利用したり、地域住民が施設の運動会や盆踊り大会等への行事の参加は、地域交流や利用者の生活圏の拡大等で成果が見られた。しかしながら、断片的な非日常的な取り組みに終わり、普遍的なものとならなかった。その背景に、一つには、更生施設は、とりわけ、親なき後の不安感⁷¹⁾⁷²⁾に対応し、地域生活支援ではなく、地域社会との関係性を模索したことが挙げられている。次に、当時の施設関係者及び地域社会の双方に共生社会を目指すノーマライゼーション理念の共通理解が十分でなく、施設の生活の中でのノーマルな日常生活という部分的、表面的な受け止め方があったこと、そして、在宅福祉サービスと同一視したとも考えられている。

しかし、「施設の社会化」を一里塚として、知的障害者の「地域生活支援」の萌芽が見られた^{注5)}。先ず、在宅福祉と施設福祉の統合化を図ろうとする「在宅重度知的障害者訪問審査事業」(1978年)、「心身障害児・者巡回療育相談事業」(1980年)が実施された。同年、「心身障害児(者)施設地域療育事業実施要綱」が通知されて「心身障害児(者)施設地域療育支援事業」によって施設オープン化事業が実施されることとなった⁷³⁾。これらの事業は、地域の障害者の有機的な施設利用を図る取り組みとして画期的ではあったが、既存の施設機能を利用するという範囲内でしか地域生活支援はできなかったとして、付随的な取り組みであったという評価・指摘もある⁷⁴⁾⁷⁵⁾。しかし、コーディネーター活動の取り組みを明らかにした森本⁷⁶⁾は、「障害児(者)地域療育等支援事業には、地域の療育機能の充実や『施設の社会化』といった目的の事業内容が反映され、その一つがボランティアの育成や啓発活動であり、地域組織化において大きな役割を果たしている」と述べている。

(3) 「施設の社会化」から「地域生活支援」へ

米本⁷⁷⁾は、「開かれた施設」「施設の社会化」は、いわゆる施設収容主義から在宅福祉への思想的転換の中で、施設の閉鎖性への批判と施設の地域開放なり、地域サービスが重なりあって主張されている」とした。そして、「『開かれた施設』という主張には、施設入所者に対して家庭におけるのと同じような社会関係・地域関係を保障しようとする施設側の努力のほかに、施設に対して外部者・地域住民が社会資源として利用しようとする期待がこめられている。原理的に考えれば後者の要求はいわば生活施設と利用施設の性格の違いを無視して主張されている」と述べている。大島⁷⁸⁾は、「開かれた社会」という観点から、「施設の社会化」について整理し、次のような見解を示した。「数年来、『施設の社会化』、あるいは『開かれた社会』というメインテーマのもとに、更生施設の方向が議論されてきた、それは社会の障害者観へのアプローチであり、入所者の人権、または、施設職員のモラルの確立をめざしたものであった。……しかし、『開かれた社会』については本質的に問いかえして見なければならぬ。その多くの実践は、収容施設志向の肯定のもとに行われてきた。そのことと、ノーマライゼーションへの積極的志向とどう絡みあうのか。『入所者の心が開かれた社会』への実践とは何かを改めて考えてみなければならない。通所の併設、または10パーセントを越える居住スペースの確保、収容施設志向の地域のニーズに対し、その歯止めの作業を『開かれた施設』というテーマのもとで、施設自身が受け止めねばならないのではなからうか。次に、「ノーマライゼーションへの積極的志向とどう絡みあうのか」という問いかけに対しては、小澤⁷⁹⁾の次の見解が参考になる。「ノーマライゼーションという言葉にノーマライゼーションが提唱された時代とその背景からこれまでの価値観(入所施設を中心に知的障害者を処遇していた価値観)を根本的に変える社会改革に結びつく急進的な思想を含んでいる」。

そして、これらの見解の背後には、入所施設を必要とした家族の事情により、必然的に家族の要請に対応した収容施設志向の肯定のもとに行われてきた多くの入所施設の実践があった。すなわち、「更生施設」であるがための「生活施設・通過施設」のジレンマがあり、やはり、更生施設は、一貫して、「家族支援」の立場を常に選択してきた。

(4) 地域移行

更生施設の歴史的経過において「地域移行」をどのように位置づけるかについては、かつてのような、更生施設は、生活施設か通過施設かという争点ではなく、現

実に長期に入所生活を送っている知的障害者本人の意向を尊重した支援の延長線上に位置づけることが、より、実質的であろうと考えられる。いくつかの調査・研究で、知的障害者が長期に入所施設で生活してきた経験からは、自分が望む生活について、肯定的な思いを描くことが困難な状況が生じてくることが明らかとなっている⁸⁰⁾。中里ら⁸¹⁾が意識調査した結果は、全国の入所施設1607ヵ所において、(施設に籍をおいたまま)地域にある住居を使って「生活実習」を体験した758人のうち施設希望は5%に過ぎず、82%が施設より地域での生活を希望した。そして、グループホームを運営する施設の利用者や自活訓練事業を受けた人には、継続利用を望まない傾向が高く出ているのは、「わからない」と回答した人も含め、地域生活を認識する経験不足の表れと見ることができ、知的障害者が明確に、本人の「望み」や「願い」もつまでの「認識の支援」の必要性がここに象徴的に表れている。

秋山⁸²⁾は、施設実践において、「クライアントが簡単に分類・類型化されることによって、『個別化』が軽視されている状況が散見され、施設職員については、指導の名の下に多くの『規則』を作って、施設利用者を管理し、その自由・人権・プライバシーを侵害することが多い」と指摘している。しかしながら、それは、歴史の経過において、制度と社会的背景が複雑に重なりあいのなかで、施設職員の資質を超えた「保護」「指導・訓練」に照準を合わせた社会福祉実践に拠るところが大きいとも考えられる。そして、更生施設は、一貫して共通する家族の要請に対応した「保護」的な観点と家族支援を重視したことで、知的障害者本人の意思への配慮を欠くという本人を中心にする社会福祉実践の価値⁸³⁾⁸⁴⁾⁸⁵⁾との乖離というが生じたと考える。

「地域移行」が物理的に進められるのは、機会的な施設入所と同じパターンの繰り返りで、「本人の意向」に配慮しない「措置」同様の「処遇的」実践を繰り返すことになる。河東田⁸⁶⁾は、「地域移行」が早くから行われていたヨーロッパ諸国の例を取り、「事前に十分な情報(例えば、移行時期、移行先の環境、共同入居者のこと、移行後の生活のイメージなどが持てるようなもの)の提供や、今後の生活や人生を見通すことができるような働きかけが当初どの国でもなされず、1990年代半ばになって、ようやく利用者(本人)や家族を交えて行われるようになった」。そして、「ドイツでは利用者の能力を重視した視点で半強制的に半命令口調で、移行を行い、そのために移行後に何度も住まいを変えたり、入所施設に戻ったりするケースがあり、物理的(機械的)に住まい

を地域に移すだけでは、入所者に無用な負担をかける」と述べている。

V. 今後の課題

本研究では、「地域移行」を実施するにあたり、歴史的に、どのような時代背景のもとで、更生施設における「社会福祉実践の価値」がどのように実践されていったのか、理念面と制度面をあわせて考察してきた。考察を進めると制度に先駆けた実践から実践理論が生まれ、障害者福祉の歴史と制度に基づく規範が混在していた歴史的概要と現在での国の制度が先行して福祉実践の進展に大きく影響している実態が浮かび上がる。また、長期に施設入所する知的障害者の地域生活のスタート地点は、一でもゼロでもないマイナスからの出発と思われる。つまり、施設職員は、第一義的な使命として、マイナス地点の目線で、知的障害者に目に見える形で「地域移行」のゴールに示すことが重要ではなからうか。鈴木⁸⁷⁾は、「知的障害者にとっては自らの諸資質を自覚し受容するという認識の支援が不可欠であり、最も重要である」と述べている。つまり、決して、知的障害者の意思ではない施設入所という負荷、すなわち、長期に施設生活を送ってきた知的障害者には「地域生活」がどのようなものかも認識することも、自らの願望を自覚することも困難であるという重層的に負荷を背負っていることこそがもっとも重要な課題となるのではないかと考える。

本研究において重要かつ際立った特徴は、更生施設における社会福祉実践では、家族支援が中心に行われたことであった。それは、同時に、知的障害者が長期の施設生活を当然のように受け入れざるを得ない状況を引き起こすひとつの要素であろう。次に、制度による「保護」「更生」は、大多数の就労困難な知的障害者が直面したであろうさまざまな否定的経験や経験の機会の不足が、本人のアイデンティティを形成する上で、さらなる否定的な側面を増したことが考えられる。

しかしながら、施設職員が意図的に「知的障害者の尊厳」を脅かし、「負の側面」を操作したのではなく、歴史の過程で社会的、制度的背景のさまざまな要因が重なり合った「状況」である。そして、現在、もっとも身近で、そのような「状況」を知的障害者と同じ目線で受け止めて、知的障害者の長年の目に見えない願いを実現できる立場にいるのは、施設職員ではなからうか。

家族の要請→知的障害者の「保護」に治療・教育がプラスされて＝「更生」を、知的障害者を入所施設中心に処遇していた価値観が更生施設で形成した。「地域移行」は、家族支援の視点から、「本人の思い」「本人の望み」

を可能にする社会福祉実践の価値を実践する延長線上にある。施設職員は、知的障害者の負の遺産を取り除き、知的障害者が地域で支援を受けながら地域の住民として暮らすことを選択することが可能な実践が求められている。重要なことは、今後の「地域移行」のあり方として、施設を退所するにあたり、知的障害者の「思い」に心を傾けて、「本人の意向」に配慮し、「尊重」する社会福祉実践の価値に基づいた実践を行うことである。

注 釈

注1) 「精神薄弱者福祉法 (旧法)」(1960年) では、「精神薄弱者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行い、もって精神薄弱者の福祉を図る」が目的とされ、更生施設には、「保護するとともに、更生に必要な指導、及び訓練を行う」と規定されていた。1966年当時の精神薄弱者援護施設・重度精神薄弱者収容棟では生活指導では「日常生活習慣確立・社会生活適応指導・レクレーション等」、作業指導では「自立社会生活可能のよう指導・1日8時間週44時間以内の作業とする」と作業・生活の指導が義務付けられていた⁸⁸⁾。

注2) 厚生省「コロニー座談会」(1965) による「国、自治体に各ブロックに1ヵ所程度コロニーを設立する」の意見書に基づいて、コロニー建設が推進され、国立心身障害者のぞみの園の建設に前後して、各都道府県でのコロニー建設政策によって大規模コロニーが推進され、続々と、愛知県立春日井コロニー、大阪府立金剛コロニー、国立コロニー「のぞみの園」などの大規模コロニーが建設された⁸⁹⁾。

注3) 「障害還元主義」⁹⁰⁾

まず意識・無意識に健体児の状態が判断基準として実践されて、それとの比較で障害児の行動を見ることによって劣弱性や問題性や異常性の枚挙を内容とする障害児像が描かれる。さらに、その行動の原因をすべて内在的な障害のせいとして、量的な差異にすぎないにもかかわらず質的に異なる特殊な存在として処遇する仕方である。

注4) 国際障害者年以前の「精神薄弱者の一般のおよび特別の権利に関する宣言 (エルサレム宣言)」(決議1968年) やその流れを受けての国連「精神薄弱者の権利宣言」(1971年)、「障害者の権利に関する宣言」(1975年) の採択等の国際的な動向を受けて、1974年に中央児童福祉審議会の答申では、施設の重度化、年長化への対応を提起しながら、在宅対策の施設対策と併せて、「地域福祉圏構想」を打ち出し、さらに地域の通所事業助成と地域における非施設型のナイトケアとしての福祉ホームの設置

を打ち出している。

注5) 心身障害児 (者) 地域療育拠点施設事業」(1990年) として制度化され、「障害者プラン」(1995年) において従前の事業を統合化する形で「障害児 (者) 地域療育等支援事業」が創設された点で有意義である⁹¹⁾。

注6) 知的障害者の名称については、時代背景にあわせた。現在の用語としてふさわしくない用語 (例:白痴,精神薄弱者等) についても、歴史的考察を加えるにあたり、必要性に応じて使用した。

引用文献

- 1) 渡辺勸持「入所施設から地域へ—知的障害者の入所施設設立が20世紀前半と後半の国との比較」『社会福祉学』,38(2),53-66(1996)
- 2) 河東田博,孫良,杉田穂子,遠藤美貴,芥川正武:『ヨーロッパにおける施設解体:スウェーデン・英・独・と日本の現状』,現代書簡,東京,173-175(2002)
- 3) 中野敏子監訳・編,エドウィン・ジョーンズ,キャシロウ著:『参加から始める知的障害のある人の暮らし』,相川書房,東京,141(2003)
- 4) Newton Js & Horner Rh., Using a social guide to improve social relations of people with severe disabilities, Journal of The Association for Persons with Severe Handicaps,18(1),36-45(1993)
- 5) Foxx RM, Faw GD, Taylor S, Davis PK & Fulia R., Would I be able to...,teaching clients to assess the availability of their community living life-style preferences, American Journal on Mental Retardation,98(2),235-248(1993)
- 6) E.Jones, J.Perry, K.Lowe, D.Felce, S.Toogood, F.Dunstan,D.Allen & J.Pagler, Opportunity and the promotion of activity among adults with severe intellectual disability living in community residences, the impact of training staff in active support. Journal of Intellectual Disability Research,?43(3),?164-178(1999)
- 7) デイビッド・フェルス (Felce,D.):「重度・再重度の知的障害者に対する Active Supprt-QOL への影響」: 発達障害研究,24(2):149-164(2000)
- 8) 一番ヶ瀬康子:『社会福祉の歴史研究』,労働旬報社,東京,14-15,(1982)
- 9) 芹澤 勇著:「社会福祉施設管理」,ミネルヴァ書房,京都,52-3(1969)
- 10) 大倉喜七郎:『養老70年史』東京市役所,115(1942)
- 11) 杉本 章,ノーマライゼーションプランニング編

- 集：『障害者はどう生きてきたか—戦前戦後障害者運動史』, 関西障害者定期刊行物協会発行, 大阪, 16-19(2001)
- 12) 北沢清一：『発達障害白書』, 日本文化科学社, 東京, 154(1997)
- 13) 柴崎正行：『発達障害白書』, 日本文化科学社, 東京, 73-77(1997)
- 14) 佐藤久雄, 小澤 温：『障害者福祉の世界 第3版』, 有斐閣, 東京, 76(2006)
- 15) 杉本 章：前書, 52(2001)
- 16) 杉本 章：前書, 52(2001)
- 17) 佐藤久雄, 小澤 温：前書, 77(2006)
- 18) 杉本 章：前書, 17-19(2001)
- 19) 杉本 章：前書, 52(2001)
- 20) 知的障害者ケアマネジメント研究会監修：『障害者ケアマネージャー養成テキスト—障害者ケアマネージャー養成テキスト. 知的障害者編.』, 中央法規出版, 東京, 271 (2003)
- 21) 一番ヶ瀬康子：前書, 14-15, 81(1982)
- 22) 大泉 溥：『障害者福祉実践論—生活・労働の援助と人間的自立の課題』 ミネルヴァ書房, 京都, 33(1989)
- 23) 星野貞一郎：『社会福祉原論』(新版), 有斐閣, 東京, 198(1998)
- 24) 小笠原祐次：『社会福祉実践の基礎—講座 社会福祉4』, 70-87(1981)
- 25) 松端克文：『障害者施設における地域自立生活を目標としたソーシャルワークに関する研究』(平成14-15年度科学研究費補助金若手研究(B)研究成果報告書, 「知的障害者更生施設における地域自立生活支援に関する調査」, 147-207(2004)
- 26) 秋山智久：『社会福祉実践論—方法原理・専門職・価値観』, 61(1998)
- 27) 大橋謙策：「ケアマネージャーの役割と位置—地域自立生活支援とコミュニティソーシャルワーカー」, 『総合リハビリテーション』, 31(3), 236-242(2003)
- 28) 中野敏子：「知的障害のある人たちへの援助活動—ソーシャルワーク研究動向と課題」『発達障害研究』, 20(1), 26-52(1998)
- 29) 滝本豪徳：「知的障害者高齢化問題の新たな展開」(I) 『美作女子大学・美作短期大学紀要』, 45, 10-18 (2000)
- 30) 島田博祐, 渡辺勤持, 高橋亮, 谷口幸一：「中高齢知的障害者の処遇及び生活実態に関する研究—入所施設とグループホームの比較から」, 『発達障害研究』, 24(1), 67-77(2002)
- 31) 西谷三四郎編著, 西条正晴, 飯田貞雄, 富沢祥光, 丹野由三：『精薄児教育—指導細案とその展開』, 明治図書出版, 東京, 17-241(1963)
- 32) 糸賀一夫, 三木安正：『精神薄弱児講座1精神薄弱児の病理心理社会学-』, 208-220(1960)
- 33) 高谷 清：「自己とはどういう存在か, その『実現とはどのようなことか』」, 『障害者問題研究』 34(4), 208-220(2007)
- 34) 米本秀人, 仲村優一, 小倉襄二, 一番ヶ瀬康子, 三浦文雄, 松井二郎：『講座 社会福祉4 - 社会福祉実践の基礎』, 有斐閣, 東京, 201(1981)
- 35) 定藤丈弘, 佐藤久雄, 北野誠一：『現代の障害者福祉』有斐閣, 東京, 7 (1996)
- 36) 佐藤久雄, 小澤 温：『障害者福祉の世界』 第3版 76(2006)
- 37) 島村直子：『よく分かる障害者福祉』, ミネルヴァ書房, 京都, 22-23 (2003)
- 38) 中野敏子：「知的障害のある人たちへの援助活動—ソーシャルワーク研究動向と課題」, 『発達障害研究』, 20(1), 45-52 (1998)
- 39) 佐藤 進：「知的障害福祉における構造改革」, 『発達障害研究』, 22(1), 1-9(2002)
- 40) 岡田喜篤：心身障害児(者)福祉におけるマンパワーに関する研究, 平成5年厚生省心身障害研究報告書施設福祉のあり方に関する総合的研究 (1994)
- 41) 松端克文：前書, III 個別支援計画の考え方と書き方, 39-40 (2004)
- 42) 中村健二編, 飯田雅子, 大保尚美：『成長と生活—実録記録・生きる「精神薄弱2」』, ドメス出版, 東京, 170-171(1975)
- 43) 中野敏子：知的障害者施設とソーシャルワークの課題. ノーマリゼーション理念実践化検討にむけて—「明治学院論叢」第546号 社会学・社会福祉学研究第95号, (1994). 同, 555号. 社会学・社会福祉学研究第96号, (1995)
- 44) 武市敏孝：「知的障害者の入所型更生・授産施設利用に関する調査研究—県立複合援護施設利用申請者の実態分析」『発達障害研究』 22(4), 335-341 (2001)
- 45) 武市敏孝：前掲論文 (2001)
- 46) 滝本豪徳：前書 (2000)
- 47) 定藤丈弘：「知的障害者の地域生活の現状と課題—家族同居者とグループホーム居住者との比較研究」『社会福祉教育年報』, 87-102 (1995)
- 48) 滝本豪徳：前書, (2000)
- 49) 滝本豪徳：前書, (2000)
- 50) 日本精神薄弱者愛護協会(現日本知的障害者愛護協

- 会)より,「精神薄弱者加齢の軌跡」,度厚生省心身障害研究報告「精神薄弱者・重症心身障害者の中高齢化と施設処遇のあり方に関する研究」(1987)(1990)
- 51) 武市敏孝:前書(2001)
- 52) 滝本豪徳:前書(2001)
- 53) 河東田博:『知的障害者の入所施設から地域の住まいへの移行に関する研究』(平成12~14年度科学研究費補助金(基礎研究(B)(2)研究成果報告書),132-157(2003)
- 54) 志賀象二:「施設ではずっと暮らしたくない知的障害者施設利用者及び保護者の意向に関する調査」,『手をつなぐ』,社会福祉法人.全日本手をつなぐ育成会発行,44(2004)
- 55) 峰島 厚:「脱施設化方策の検討—脱施設化計画および脱施設化意向調査結果を中心に」『障害者問題研究』,32(1),2-11 (2004)
- 56) 荒芝康夫:「金剛コロニーの施設改革と課題—大阪府障害者福祉事業団」『障害者問題研究』,32(1),30-37 (2004)
- 57) 峰島 厚:前書 (2004)
- 58) 岡田喜篤,志賀象二:『障害者(児)の地域移行に関連させた身体障害・知的障害関係施設の機能の体系的なあり方に関する研究』,志賀象二(分担研究員):障害者施設利用者及び保護者の意向に関する調査,厚生労働科学研究,研究費補助金障害保健福祉総合研究事業(障害保険福祉総合研究事業),1-7(2003)
- 59) 鈴木 良:「知的障害者の自己決定支援の思想と方法に関する一考察」,『社会福祉学』,45-2(72),14 - 23(2004)
- 60) 「10万人のためのグループホームを！」実行委員会:『もう施設には帰らない知的障害のある人21人の声』『もう施設には帰らない2知的障害のある15人,家族・コーディネーターの声』中央法規出版 (2002 2003)
- 61) 小沼 正編,仲村優一,一番ヶ瀬康子:『社会福祉の課題と展望』,14-15(1982)
- 62) 上田 敏:『リハビリテーションを考える』,青木書店,東京,17-22 (1983)
- 63) 大泉 博:『障害者福祉 実践論 - 生活・労働の援助と人間的自立の課題』,ミネルヴァ書房,京都 (1989)
- 64) 上田 敏:前書,17-22 (1983)
- 65) 一番ヶ瀬康子:前書, 81(1982)
- 66) 河東田博:前掲報告書,132-157(2003)
- 67) 石渡和実:「障害者福祉における知的障害者への高齢化対応」『発達障害研究』,22(2)1-9(2000)
- 68) 佐藤 進:前掲論文(2002)
- 69) 植戸貴子:「利用者とワーカーのパートナーシップの形成—知的障害を持つ利用者の支援の現状と課題」『日本社会福祉学会第52回報告論旨集』274(2004)
- 70) 萩原勝己「知的障害者入所更生施設への提案—グループホームと日中活動をセットに」『手をつなぐ』561,16-17(2002)
- 71) 河東田博: 前書,137 (2003)
- 72) 松端克文: 前掲報告書,42(2004)
- 73) 蒲生俊宏:『発達障害白書』,日本文化科学社,東京, 191 - 192(1997)
- 74) 島村直子,小澤温編:『よく分かる障害者福祉』,ミネルヴァ書房,京都,90 - 91(2003)
- 75) 蒲生俊宏:前書,191 - 192(1997)
- 76) 森本久美子:「障害児(者)地域療育支援事業におけるコーディネーターの相談支援のあり方—ケアマネジメントプロセスとの比較」,『発達障害研究』,28(1),86 - 100(2006)
- 77) 米本秀仁,中村優一,松井二郎編,小笠原祐次,村岡末広,吉岡利瑳江,米本秀人,窪田暁子,小野哲郎: 講座社会福祉4,有斐閣,東京,187 (1981)
- 78) 蒲生俊宏:『発達障害白書』,日本文化科学社,東京,190-191(1997)
- 79) 小澤 温:「障害者福祉における当事者主体の展開と支援環境に関する考察—知的障害者の地域生活支援のための基礎的研究」『障害者問題研究』,26(3)276 - 283(1998)
- 80) Thomas, D. and Woods, H. working with people with leaning disabilities. Jessica Kingsley Publishers, 150-163(2003)
- 81) 中里 誠(分担研究員):「私たちも地域で暮らした井,2002年度厚生労働省科学研究より」『手をつなぐ』,46-47(2003)
- 82) 秋山智久:前書,82(1998)
- 83) 花崎三千子:「自己理解を深める支援,肯定的な自己像の獲得を基盤とした自己確立と本人活動」,『発達障害研究』,24(3),280-292(2002)
- 84) 尾崎新,福田俊子,原田和幸訳,F・P・バイスティック著:『ケースワークの原則—援助関係を形成する技法』誠心書房,東京,114-118(1996)
- 85) Jahoda, A.& Markova, I., coping with social stigma ,people with intellectual disabilities moving from institutions and family home., Journal of Intellectual

- Disability Research,48(8), 719-729(2004)
- 86) 河東田博: 前書,137 (2003)
- 87) 鈴木 良: 前掲論文 (2004)
- 88) 芹澤 勇著: 前書,52-3(1969)
- 89) 杉本 章: 前書,64-5(2001)
- 90) 米本秀人, 仲村優一, 小倉襄二, 一番ヶ瀬康子, 三浦文雄, 松井二郎: 前書,201(1981)
- 91) 島村直子, 小澤温編: 前掲書,90 - 91 (2003)

知的障害者入所更生施設の歴史的課題の検討 —知的障害者の「地域移行」に焦点をあてて—

井上 照美, 岡田 進一

要旨：知的障害者の「地域移行」は、長い間、更生施設が直面する主要な課題となっている。本研究の目的は、「地域移行」を支援するにあたり、更生施設で行われてきた社会福祉実践の歴史の変遷を検証することである。

本研究での重要かつ、際立った特徴は、家族の支援を中心にした社会福祉実践が更生施設において行われてきたことであった。さらに、旧法に基づかれた「保護」「更生」に社会福祉の価値と理念が置かれている事実があったことであった。社会福祉施設における社会福祉の価値と理念は、制度と強く関係している。

しかし、社会福祉実践の価値と理念に大きく影響を与えたノーマライゼーションは制度という限界を超えてきた。今後、もっとも重要なことは、「地域移行」を支援するにあたり施設職員が「知的障害者の尊厳」を尊重し、本人の意向に配慮することである。

